

令和6年度

市・県民税兼国民健康保険税申告のお知らせ

申告会場での混雑防止のため、**なるべく郵送での申告書提出**をお願いします。

(※提出期限3/15) ただし、申告書の書き方等についての相談受付を下記のとおり行います。



受付期間 2/16(金)～3/15(金) **受付時間** 9:00～11:30 13:00～16:00

受付会場 市役所1階正面玄関前申告相談会場

市・県民税の申告が必要な方

令和6年1月1日現在宜野湾市に住所がある方で、昨年中に収入があった方は申告してください。また、収入がない方でも所得証明書が必要な場合や、国民健康保険税・介護保険料等の減免や軽減を受ける方は申告が必要です。

【ご注意】 下記については、市役所では受付できないので税務署確定申告会場で申告してください。

- ・確定申告の郵送受付 ・青色申告 ・不動産譲渡(取用除く) ・亡くなった方の申告
- ・初年度の住宅ローン控除 ・外国税額控除 ・先物取引や仮想通貨に関する申告 ・消費税 ・相続税 ・贈与税等



【～沖縄税務署からのお願い～】

- 確定申告会場は、非常に混雑することが見込まれますので、国税庁YouTube動画を参考にいただき、ご自宅からスマホやPC(マイナンバーカード方式)を利用したe-Tax(電子申告)での提出をお願いします。
- 確定申告会場(イオンモール沖縄ライカム)の開催日は、令和6年2/16(金)～令和6年3/15(金)です(土日・祝日は除きます)。また、確定申告会場にご来場される際には、LINEで「国税庁」をお友達追加していただくと、LINEのトーク画面から入場整理券を事前に入手することができます。

マイナポータル連携
特設サイト▶



国税庁LINE
公式アカウント▶



☎ 税務課 市民税係 内線1862～1866

令和6年

春季全国火災予防運動

期間
3月1日(金)～
3月7日(木)



「火を消して 不安を消して つなぐ未来」

2023年度
全国統一防火標語

火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施しています。

住宅防火 いのちを守る10のポイント

4つの習慣

- **寝たばこ**は、絶対にしない、させない。
- **ストーブ**の周りに燃えやすいものを置かない。
- **こんろ**を使うときは火のそばを離れない。
- **コンセント**はほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- ストーブやこんろ等は**安全装置**の付いた機器を使用する。
- **住宅用火災警報器**を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、**防火品**を使用する。
- **消火器等**を設置し、使い方を確認しておく。
- **避難経路と避難方法**を常に確保し、備えておく。
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、**地域ぐるみの防火対策**を行う。

設置しましたか？ 設置は**義務**です！ ※当市の住宅用火災警報器設置率 **73%**

(令和5年6月1日現在)

住宅用火災警報器 交換のおすすめ

住宅用火災警報器

10年たったら、
とりかえろ。

取付奏功事例
はコチラ▼



問合せ：宜野湾市消防本部 予防課 ☎892-1850